

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

社会福祉法人ゆうなの会

グループぬくぬくの家・幸

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

貴殿に認知症対応型共同生活介護サービス又は認知症対応型介護予防サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人ゆうなの会
所 在 地	那覇市首里大名町1丁目43番地2
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者	理事長 玉城篤子
連 絡 先	(電話) 098-886-5070 (FAX) 098-885-1186

2. 事業所

名 称	グループホームぬくぬくの家・幸
指定番号	4770100206
所 在 地	那覇市首里大名町1丁目43番地2
連 絡 先	(電話)098-886-5070 (FAX) 098-885-1186 (直通)098-887-0402

3. 事業の目的と運営方針

事業目的	指定認知症対応型共同生活介護事業（短期利用型含む） 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（短期利用型含む）
運営方針	要介護者・要支援者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようサービスを提供します。

4. 施設の概要

(1) 敷地・建物

建 物	構 造	鉄骨造 2階建
	延床面積	299.2㎡
	入居定員	9名

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積
居 間	1 室	38.00 ㎡
台 所	1 室	6.00 ㎡
談 話 室	1 室	66.00 ㎡
浴 室	1 室	6.05 ㎡
脱衣・ロッカー室	1 室	5.50 ㎡
ト イ レ	3 室	2.42～4.18 ㎡
居 室	9 室	7.78～16.73 ㎡
事 務 室	1 室	12.29 ㎡

5. 職員体制

	常勤		非常勤		保有資格
	専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者 計画作成担当者		1			介護福祉士 介護支援専門員
介護従事者	7				介護福祉士

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休暇
管理者 計画作成担当者	早番の勤務時間 7 時 00 分～ 16 時 00 分 日勤の勤務時間 8 時 30 分～ 17 時 30 分	年間 106 日
介護職員	中番の勤務時間 10 時 00 分～19 時 00 分	
	遅番の勤務時間 11 時 00 分～20 時 00 分	
	準夜の勤務時間 15 時 00 分～24 時 00 分	
	深夜の勤務時間 0 時 00 分～ 9 時 00 分	

7. サービス内容

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	食事時間 朝食 AM8：00～AM9：00 昼食 PM0：00～PM1：00 夕食 PM6：00～PM7：00
入 浴	入浴したい時にはいつでも準備いたします。 必要なときはお手伝いいたします。
日常生活上の世話	身の回りのお手伝いをします。 (洗濯・清掃・買い物等) 病院受診の手配、その他療養上の世話をします。
機能訓練	屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
相談及び援助	利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービス種類	内 容
理容・美容	利用者のご希望に応じて理容・美容室を利用します。
食事の提供	栄養士の作成した献立のもと、新鮮で安全な食事を提供します。
教養娯楽の利用	クラブ活動等
レクリエーション行事	各種行事

8. 入居にあたっての留意事項

面 会	面会にお越しになる方は、職員に一声かけてください。
外 出	外出・外泊前に必ず申し出てください。 なお、その時に予定帰宅時間をお知らせください。
住居・居室の利用	ホーム内の設備・備品等は大切にご利用下さい。騒音の発生、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

9. 利用者の権利（利用者は以下の権利があります）

利用者の権利	1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利 2. 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利 3. 安心感と信頼をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利 4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利 5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利 6. 家族や大切な人との通信や交流の事由が保たれ、個人情報を守られる権利 7. 地域社会の一員として通信や交流の事由が保たれ、個人情報を守られる権利 8. 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利 9. 生活や介護サービスについて、いかなる差別を受けない権利 10. 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利
--------	--

10. 利用者の義務（利用者及び利用者の家族は以下の義務を負います）

利用者（家族）の義務	1. 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること 2. 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと 3. 特別の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力 医師の指示に従うこと 4. 事業者の提供するサービスに意義がある場合に、速やかに事業者に知らせること 5. 市町村並びに介護保険法その他法令に基づく事業者への立入調査について利用者及び家族は協力をする
------------	--

11. 利用料

（1）法定給付

利 用 料	
要介護・要支援度に応じて算出します。 利用料（1日当たり）＝ 下記単位× 10円×1／10 ・法定代理受領サービスの場合は、サービス利用料に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。	
（認知症対応型共同生活介護費・介護予防認知症対応型共同生活介護）	
・「要支援2」	761単位
・「要介護1」	765単位
・「要介護2」	801単位
・「要介護3」	824単位
・「要介護4」	841単位
・「要介護5」	859単位
（短期利用認知症対応型共同生活介護費・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護）	
・「要支援2」	789単位
・「要介護1」	793単位
・「要介護2」	829単位
・「要介護3」	854単位
・「要介護4」	870単位
・「要介護5」	887単位

下記の加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件が整った場合に限り必要となります。

☐ 初期加算 30単位／日

[加算要件]

① 入居した日から起算して30日以内の期間について必要となります。

② 30日を超える病院又は診療所への入院の後に当該事業所に再び入居した場合も、同様に必要となります。

☐ 医療連携体制加算 37単位／日

[加算要件]

当該事業所に於いて「看取りに関する指針（重度化した場合における対応に係る指針）」を整備し、

看護師を配置した場合、若しくは、契約により訪問看護ステーション等（医療機関）の看護師により利用者の日常的な健康管理や医療機関（主治医）との連絡調整を行える体制が整った場合に必要となります。

□入院時費用 246単位／日

〔加算要件〕

入院後3ヵ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として必要となります。

□退去時相談援助加算 400単位／回（退去時）

〔加算要件〕

利用期間が一カ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退去の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。但し、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合です。

□看取り介護加算（介護予防無） 72単位／日（死亡日以前31～45日以下）
144単位／日（死亡日以前4～30日以下）、
680単位／日（死亡日2日または3日）、
1,280単位／日（死亡日）

〔加算要件〕

医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に必要となります。

□認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日

〔加算要件〕

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に係わる専門研修（認知症介護実践リーダー研修）を終了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係わる会議を定期的に開催する体制が整った場合に必要となります。

□認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日

〔加算要件〕

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護の指導に係わる専門的研修（認知症介護指導者研修）を修了した者を（Ⅰ）の基準に加え1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った場合に必要となります。

□認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120単位／月

〔加算要件〕

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に係る専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を終了している者を1名以上配置し、且つ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んで、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実践している時に必要となります。

□科学的介護推進体制加算 40単位／月

〔加算要件〕

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

□サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位／日

〔加算要件〕（当該事業所の介護従事者の総数のうち、以下のいずれかに該当すること）

① 介護福祉士の資格を有する者の占める割合が70%以上配置

② 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置

厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。

□サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位／日

①介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上配置

厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。

□サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位／日

[加算要件]（当該事業所の介護従事者の総数のうち、以下のいずれかに該当すること）

① 介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上

② 常勤職員が75%以上

③ 勤続年数7年以上が30%以上が配置

厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。

□退去時情報提供加算（短期利用を除く） 250単位／回

[加算要件]

医療機関へ退所する入居者について、情報を提供した場合に必要となります。

□新興感染症等施設療養費 240単位／日

[加算要件]

入所者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、且つ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として必要となります。

□若年性認知症受入加算 120単位／日

[加算要件]

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合に必要となります。

□認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位／日（7日間を限度）

[加算要件]

医師が、認知症の行動・心理状態が認められるために在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症共同生活介護を利用することが適当であると判断し、入居した場合に必要となります。

□口腔衛生管理体制加算 30単位／月

[加算要件]

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合に必要となります。

令和6年6月施行

□介護職員等処遇改善加算Ⅰ（新加算Ⅰ） 所定単位数に18.6%を乗じた単位数

[加算要件]

介護職員等の更なる処遇改善を目的とした取り組み等の体制が整っている場合に必要となります。

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料	
理容・美容サービス	実費負担	
娯 楽 費	実費負担	
予防接種料（インフルエンザ等）	実費負担	
食 材 代	日 1, 4 2 1 円	*朝食 405 円・昼食 508 円・夕食 508 円
家 賃	月 36,000 円(1 室) 38,000 円(1 室) ～42,000 円(7 室)	*月中入所・退所の場合のみ日割り計算 *入院・外泊は減算致しません。 *生活保護をご利用の場合、家賃は相談させていただきます。
光 熱 水 費	月 1 0, 3 0 0 円	*月中入退所及び入院・外泊の場合は日割り計算

1 2. 利用料の支払い方法について

前記（１）、（２）の料金・費用は、月末締め翌月口座引き落としにてお支払い下さい。

1 3. 協力医療機関等

名 称	医療法人へいあん 平安病院		
所 地	浦添市経塚 3 4 6	電話番号	098－877－6467
診療科	精神科・神経科・内科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科		
入院設備	有		
協力関係の概要	緊急時の対応、日常におけるの健康管理等		

名 称	医療法人 幸輪会 サザン歯科まえた		
所 地	浦添市前田 1 1 4 3－3 1	電話番号	098－875－4618
診療科	歯科		
協力関係の概要	必要時・緊急時の歯科処置、日常におけるの医学的助言		

名 称	大名訪問看護ステーション		
所 地	那覇市首里大名町 1－4 3－2	電話番号	098－886－5070
診療科	訪問看護		
協力関係の概要	緊急時の対応、日常におけるの健康管理等		

1 4. その他の運営に関する重要事項

緊急時の対応	① サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医や協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を行うものとする。 ② サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、特別養護老人ホーム大名や病院等との連携及び支援の体制を図るものとする。
事故発生時の対応	①利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。 ②利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
非常災害対策	非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 2 回実施する。

記録の整備等	①設備、備品、職員および会計に関する諸記録を整備する。 ②利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。 1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画 2) 提供した具体的なサービス内容等の記録 3) 緊急やむを得ない身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4) 利用者に関する那覇市への通知に係る記録 5) 苦情を受けた場合の苦情の内容等の記録 6) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録 7) 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録 ③事業所は、利用者等からサービス内容等に関する記録等の開示を求められた場合は、原則としてこれを開示するものとする。
秘密保持	①事業所及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。 ②事業所は、利用者や家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いません。 ③事業所及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当なく第三者に漏らしません。この守秘義務は退職後も同様です。
居宅介護支援事業所等に対する利益供与等の禁止	①居宅介護支援事業所等又はその従業者に対し、要介護者等に対して認知症対応型共同生活介護を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業所等またはその従業者から、認知症対応型共同生活介護から退去者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
虐待防止	①事業所は高齢者等の人権の擁護、虐待等の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 3) その他虐待防止のために必要な措置 ②事業所はサービス提供中に、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 ③ 定期的な研修（年2回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

身体拘束	事業所は、当該利用者又は、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。 2 緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の、記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとし、その施状況を運営推進会議に報告する。 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることとする。 (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。 (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。また、研修の実施内容についても記録し、その実施状況を運営推進会議に報告する。
認知症ケア	①利用者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。 ②パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも そのひとらしく）利用者本人の自由意志を尊重したケアを実践する。
衛生管理等	事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のために研修及び訓練を定期的実施する。
ハラスメント 対 策	事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
職員の研修	指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用生活介護事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。（虐待防止・身体拘束廃止・認知症ケア・感染症の予防及びまん延防止・ハラスメント対策等） 2 医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者を対象にして認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる。

地域との連携 (運営推進会議等)	① 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。 ② 指定認知症対応型共同生活介護事業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、那覇市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る）を含む。以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。 ③ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。 ④ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や運営推進会議等による外部評価を定期的の実施し、利用者、利用者の家族等に説明する。また、情報提供項目については、実施後、市に提出し、内容については事業所内に掲示する。
短期利用生活介護	① 当事業所、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の短期利用生活介護を提供する。 ② 短期利用生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。 ④ 短期利用生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。 ④ 短期利用生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。 ⑤ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用生活介護の利用者が負担するものとする。

15. 第三者による評価の実施状況

① あり	実施日	令和5年 7月 27日
	評価機関名称	沖縄タイム・エージェント
	結果の開示	① あり 2 なし
2 なし		

16. サービスの内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の認知症対応型共同生活介護サービスに関する相談・苦情を承ります。

担当 グループホームぬくぬくの家・幸 電話 098-887-0402

管理者 伊佐 常樹

② その他 当該事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口がご用意されています。

那覇市チャージがんじゅう課	TEL：098-862-9010
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理相談窓口	TEL・FAX：098-860-9026
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	TEL：098-882-5704 FAX 098-882-5714

17. 当法人の概要

名称・法人種別 : 社会福祉法人ゆうなの会
代表者氏名 : 理事長 玉 城 篤 子
所在地・電話番号 : 那覇市首里大名町 1-43-2 098-886-5070
バックアップ施設 : 特別養護老人ホーム大名
所 長 内 間 幸 男
那覇市首里大名町 1-43-2 098-886-5070

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、本書面に基づいて□甲 1・□甲 2・□甲 3 に対してサービス重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付いたしました。

(乙) グループホームぬくぬくの家・幸

沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2

社会福祉法人 ゆうなの会

理事長 玉 城 篤 子 印

説明者 所 属 グループホームぬくぬくの家・幸

氏 名 管理者 伊 佐 常 樹 印

(甲) 私は、本書面に基ついて、乙から重要事項の説明を受け、同意をし、重要事項説明書を受領致しました。

(甲 1) 利用者 住 所
氏 名 印

(甲 2) 代理人 住 所
 氏 名 印

(甲3) 身元引受人 住 所
 氏 名 印